日本史授業プリント古代４(012)　律令体制（１）

組　　番

律令の制定　☆律(1刑罰法)・令(2行政法･民法など)　…唐を模範に

3近江令[天智]・4飛鳥浄御原令[天武→持統]　…ほとんど現存せず、内容も不十分？

5大宝律令　…6刑部親王　・7藤原不比等　ら編纂

8701　年[9文武]制定・翌年施行　一部復元

10養老　律令…11藤原不比等ら　内容は大宝律令とほぼ同じ　律の一部・令の大部分が現存

718年[元正]制定→12757年[孝謙]に13藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14五刑…15笞(ち)(竹鞭(むち)で10～50回)・16杖(じょう)(杖で60～100回)・17徒(ず)(懲役)・18流(る)(流刑)・19死(死刑)

20八虐　…国家・天皇・尊属に対する罪　有位者にも減刑なし

謀反(むへん)・謀大逆・謀叛(むほん)・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織（地方）　21五畿七道（畿内七道）

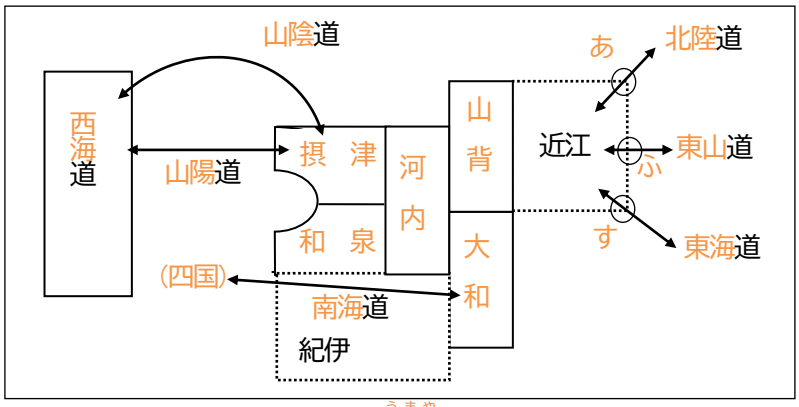

☆22三関
- 鈴鹿(すずか)(東海道)
- 不破(ふわ)(東山道)
- 愛発(あらち)(北陸道)

…反朝廷勢力の東国への逃走を防止する

(23軍事的役割)

※注意・近江は東山道

・紀伊は南海道

・四国は南海道

☆24駅制…30里(約16km)ごとに25駅家(うまや)を設置し26駅馬を常備　27駅鈴が必要(28役人のみが利用)

＜一般地域＞　国→郡→里

29国…全国に６０余　役所を30国衙(国庁)、その所在地を31国府という　32軍団　が所属

↓　地方官は33国司　で34中央貴族から任命　35６年(のち４年）任期

36郡…大宝より前は「37評」　役所を38郡衙(郡家)(が)という

↓　地方官は39郡司　で、40地方豪族(旧国造など)から　41世襲・終身

42里…一時「郷」と改称　43５０戸で編成　地方官は44里長

…45郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46房戸(10人程度)

＜宮　都＞　47左京職・右京職…京の民政　48東市司・西市司が所属

＜摂津国＞49摂津職…難波津の管理・外交　摂津国の民政

＜九州＞　50大宰府　…「51遠の朝廷(とおのみかど)」　九州諸国の統轄　外交・防衛（防人司が所属）

行政組織（中央）

52二官八省（53二官八省一台五衛府）

二官

- 54神祇官 <祭祀>
- 55太政官 <一般政務>
  - 56太政大臣（だいじょう）（原則欠員）
  - 57左大臣、58右大臣
  - 59大納言
  - （のち）60参議
  - 61公卿（くぎょう） 会議

八省

- 62左弁官
- 63少納言 <天皇の秘書>
- 64右弁官

（事務官）

- 65中務省<儀式・詔勅など>
- 66式部省<人事一般>
- 67治部省<仏教・外国対応など>
- 68民部省<財政・戸籍など>
- 69兵部省<軍事一般>
- 70刑部省<裁判・刑罰など>
- 71大蔵省<出納管理>
- 72宮内省<天皇周辺>

73弾正台（だんじょうだい） <犯罪取締・官吏監察>

74五衛府 <宮城の警備>…衛門府<外門>、衛士府(左・右)<中門>、兵衛府(左・右)<内門>

官人制度

☆官人の養成…75大学（中央、有位者の子弟）・76国学(地方、郡司の子弟)

77四等官制…長官(78かみ)・次官(79すけ)・80判官(81じょう)・82主典(83さかん)と下級役人

※文字は官によって異なる

<例> 国司…84守・85介・86掾・87目

郡司…88大領・小領・主政・主帳　　各省…長官は89卿、次官は輔

大宰府…長官は90帥（91そち）　次官は92大弐・少弐

93官位相当制…94位階に応じて官職が与えられ、95俸禄＝給与が決まる。

位階：正一位から少初位（そい）下まで３０階級　※親王は別　※五位以上が96貴族

<例> 左大臣は正二位か従二位、大宰帥は従三位（じゅさんみ）

俸禄：一般には禄（ろく）として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、97封戸（98位封・99職封）や100位田・101職田

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- 刑罰…実刑は科されず（八虐を除く）
- 経済面…課役の減免　五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- 102蔭位の制…五位以上の子や三位以上の孫には一定の位階が自動的に与えられる

→103改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲　→貴族

正誤問題練習　〈センター2014年Ｂ本試験より〉

X　中央と地方を結ぶ幹線道路である七道は，行政区画の名称でもあった。○

Y　東海道や東山道などの幹線道路には，一定の間隔ごとに駅家が置かれた。○

日本史授業プリント古代４(012)　律令体制（１）

律令の制定　☆律(1刑罰法)・令(2行政法･民法など)　…唐を模範に

3近江令[天智]・4飛鳥浄御原令[天武→持統]　…ほとんど現存せず、内容も不十分？

5＿＿＿＿＿＿…6＿＿＿＿＿＿・7＿＿＿＿＿＿＿＿ら編纂

8＿＿＿年[9文武]制定・翌年施行　一部復元

10＿＿＿＿律令…11藤原不比等ら　内容は大宝律令とほぼ同じ　律の一部・令の大部分が現存

718年[元正]制定→12757年[孝謙]に13藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14五刑…15＿＿(竹鞭(むち)で10～50回)・16＿＿(杖で60～100回)・17徒(ず)(懲役)・18流(る)(流刑)・19死(死刑)

20＿＿＿＿…国家・天皇・尊属に対する罪　有位者にも減刑なし

謀反(むへん)・謀大逆・謀叛(むほん)・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織（地方）　21五畿七道（畿内七道）

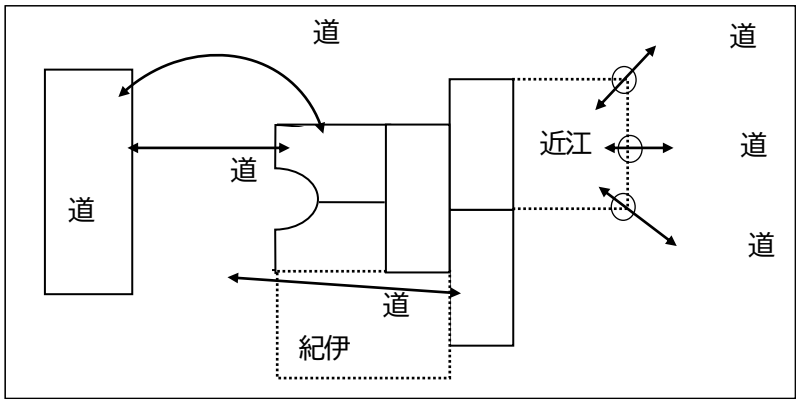

☆22三関
- 鈴鹿(すずか)(東海道)
- 不破(ふわ)(東山道)
- 愛発(あらち)(北陸道)

…反朝廷勢力の東国への逃走を防止する

(23軍事的役割)

※注意・近江は東山道

・紀伊は南海道

・四国は南海道

☆24駅制…30里(約16km)ごとに25＿＿＿＿を設置し26駅馬を常備　27駅鈴が必要(28役人のみが利用)

＜一般地域＞　国→郡→里

29国…全国に６０余　役所を30国衙(国庁)、その所在地を31国府という　32＿＿＿が所属

↓　地方官は33＿＿＿＿で34中央貴族から任命　35６年(のち４年) 任期

36郡…大宝より前は「37評」　役所を38郡衙(ぐんが)(郡家(ぐけ))という

↓　地方官は39＿＿＿＿で、40地方豪族(旧国造など)から　41世襲・終身

42里…一時「郷」と改称　43５０戸で編成　地方官は44＿＿＿＿

…45郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46房戸(10人程度)

＜宮 都＞　47左京職・右京職…京の民政　48東市司・西市司が所属

＜摂津国＞49摂津職…難波津の管理・外交　摂津国の民政

＜九州＞　50＿＿＿＿＿…「51遠の朝廷(とおのみかど)」　九州諸国の統轄　外交・防衛（防人司が所属）

行政組織（中央）

52二官八省（53二官八省一台五衛府）

二官

- 54＿＿＿＿＿＿<祭祀>
- 55＿＿＿＿＿＿
- 73＿＿＿＿＿＿<犯罪取締・官吏監察>
- 74＿＿＿＿＿＿<宮城の警備>…衛門府<外門>、衛士府(左・右)<中門>、兵衛府(左・右)<内門>

<一般政務>

56太政大臣（だいじょう）
（原則欠員）
57左大臣、58右大臣
59大納言
（のち）60参議
61＿＿＿＿＿＿会議

八省

62左弁官
63少納言
<天皇の秘書>
64右弁官
（事務官）

- 65中務省<儀式・詔勅など>
- 66式部省<人事一般>
- 67治部省<仏教・外国対応など>
- 68民部省<財政・戸籍など>
- 69兵部省<軍事一般>
- 70刑部省<裁判・刑罰など>
- 71大蔵省<出納管理>
- 72宮内省<天皇周辺>

官人制度

☆官人の養成…75大学（中央、有位者の子弟）・76国学(地方、郡司の子弟)

77四等官制…長官(78＿＿＿)・次官(79＿＿＿)・80判官(81＿＿＿＿)・82主典(83＿＿＿＿)と下級役人

※文字は官によって異なる

<例> 国司…84＿＿＿・85＿＿＿・86掾・87目

郡司…88大領・小領・主政・主帳　　各省…長官は89＿＿＿、次官は輔

大宰府…長官は90＿＿＿(91＿＿＿)　次官は92大弐・少弐

93＿＿＿＿＿＿＿＿制…94位階に応じて官職が与えられ、95俸禄＝給与が決まる。

位階：正一位から少初位（そい）下まで３０階級　※親王は別　※五位以上が96貴族

<例> 左大臣は正二位か従二位、大宰帥は従三位（じゅさんみ）

俸禄：一般には禄（ろく）として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、97＿＿＿＿＿(98位封・99職封)や100位田・101職田

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- 刑罰…実刑は科されず（八虐を除く）
- 経済面…課役の減免　五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- 102＿＿＿＿＿＿の制…五位以上の子や三位以上の孫には一定の位階が自動的に与えられる

→103改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲　→貴族

正誤問題練習　〈センター2014年Ｂ本試験より〉

X　中央と地方を結ぶ幹線道路である七道は，行政区画の名称でもあった。

Y　東海道や東山道などの幹線道路には，一定の間隔ごとに駅家が置かれた。